

ASAHI ネット マンション全戸加入プラン規約（管理者向け）

第1条 本規約

1. ASAHИ ネット マンション全戸加入プラン規約（管理者向け）（以下「本規約」といいます）は、株式会社朝日ネット（以下「当社」といいます）が集合住宅等において提供する次条に定めるインターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます）を管理するための規約です。本規約は、オーナー、管理組合、管理会社またはデベロッパー等の集合住宅等を所有する者、管理する者またはそれらに準ずる者（以下「管理会員」といいます）が申請する自己が所有または管理等を行う集合住宅等（以下「本物件」といいます）において、管理会員と当社との間に適用されます。
2. 本サービスについて、本規約に定めのない事項は、当社が別途規定する ASAHИ ネット 法人会員規約、本サービスの重要事項説明その他の個別規定等（以下総称して「個別規定等」といいます）が適用されます。
3. 本規約の定めと個別規定等の定めとが抵触する場合は、本サービスに関する限り、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
4. 当社は、本規約を任意に変更することがあります。その場合、当社は、改正年月日を付記し、当社のウェブページ上での掲載その他の当社が定める方法により通知します。

第2条 本サービス

1. 本サービスは、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます)または西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます)が、フレッツ 光ネクスト マンションタイプ等のサービス名称で提供するインターネット接続環境を前提として、当社が本物件の全戸を限度として一括して提供する ASAHИ ネット マンション全戸加入プランをいいます。
2. 当社は、本物件の居住者（以下「居住者」といいます）のうち、自ら本サービスの利用の申込みを行い、当社が承諾をした者（以下「利用会員」といいます）に対し、ASAHИ ネット マンション全戸加入プラン規約(利用者向け)に則り、本サービスを提供します。
3. 当社は、利用会員との間で別途メールサービス等の有料または無料の当社の付加サービスに係る契約を締結することができるものとします。
4. 管理会員は、本サービスを提供する目的で、当社と NTT 東日本または NTT 西日本とが、管理会員に関する情報を相互に通知することを承諾するものとします。

第3条 本契約

1. 本規約に基づく管理会員と当社との契約（以下「本契約」といいます）は、本サービスの管理についての申込者（以下「申込者」といいます）が、本規約、ASAHИ ネット マンション全戸加入プラン規約（利用会員向け）および当社の「個人情報の取扱いについ

て」 (<https://asahi-net.co.jp/corporate/privacy.html>) を承諾のうえ、当社の定める方法に従い本サービスを申込み、かつ当社が管理会員に対し管理者用の ID (以下「AID」といいます) および管理者用の暗証番号 (以下「管理パスワード」といいます) を発行することをもって、成立するものとします。

2. 本契約が成立した場合であって、居住者の利用の申込みを当社が承諾したとき、当社は、本サービスを利用するためのインターネット接続用会員識別コード (以下「接続 ID」といいます) およびこれに対応する暗証番号 (以下「接続パスワード」といいます)、会員ページへのログイン等をするための会員 ID (以下「会員 ID」といいます) およびこれに対応する暗証番号 (以下「会員パスワード」といいます) ならびに電子メールアドレスを利用会員に付与し、利用会員に通知するものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社は、当社に代わり管理会員に利用会員へ付与させるため、管理会員に対し、利用会員用の接続 ID および接続パスワードを通知する場合があります。
4. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合または該当すると当社が判断する場合、申込者の本サービスへの申込みを保留し、または承諾しないことがあります。
 - (ア) 本物件が日本国外にある場合
 - (イ) 本物件の全戸数 4 に満たない場合
 - (ウ) 申込者が本物件を所有、管理またはこれらに準ずる者ではない場合
 - (エ) 申込者が日本国外に居住する場合
 - (オ) 本サービスの申込みに虚偽の記載、誤記その他の手続き上の不備があった場合
 - (カ) 申込者が料金その他の債務 (以下「料金等」といいます) の債務不履行を行った場合またはその可能性がある場合
 - (キ) 申込者が、当社の利用規約その他の規約の違反または料金等の未納もしくは滞納等により、本契約その他当社との契約が解除され、または本サービス等の当社のサービスが利用停止されたことがある場合
 - (ク) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、総会屋その他これに準ずる者 (以下総称して「反社会的勢力」といいます) である、または反社会的勢力との取引もしくは人的関係がある場合
 - (ケ) その他当社が当社の会員として適当でないと判断した場合
5. 当社は 1 の本物件に対し、1 の本サービスの管理に係る契約を締結します。

第 4 条 通知

1. 当社は、管理会員への通知を行う場合は、当社のウェブページ上での掲載、電子メールまたは書面の郵送その他の当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項に定める通知は、別段の定めがないかぎり、当社が当該通知の内容をウェブページ上に表示した時点または電子メールもしくは書面を当社より発信もしくは発送した時点より、効力を生じます。

第5条 届出

1. 管理会員は、契約の名義、住所または請求書の送付先、支払方法等の当社の別途指定する事項に変更がある場合、当社の定める書面にて、速やかに変更を届出するものとします。
2. 管理会員が前項に定める届出を怠った場合に当社からの通知が不到達となったときは、当該通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなされます。当社は、管理会員が届出を怠ったことにより管理会員その他第三者に生じる損害について、何ら責任を負いません。
3. 本物件における全戸数は、当社が指定する条件を満たす場合にのみ変更ができるものとします。

第6条 ID およびパスワードの管理

1. 管理会員は、AID および管理パスワードについて、管理する責任を負います。また、管理会員は、第3条第3項に定める場合、接続ID および接続パスワードについても、管理する責任を負います。
2. 管理会員は、AID および管理パスワードを、管理会員の従業員その他社が特に認める者(以下「管理会員関係者」といいます)以外の第三者に使用させ、または貸与、賃貸、譲渡、売買もしくは質入等してはならないものとします。また、管理会員は、第3条第3項に定める場合、接続ID および接続パスワードについて、利用会員もしくは利用会員の同居家族、従業員その他当社が特に認める者(以下「利用会員関係者」といいます)以外の第三者に使用させ、または貸与、賃貸、譲渡、売買もしくは質入等してはならないものとします。
3. 管理会員は、管理会員関係者に対しても本規約を遵守させ、管理会員関係者の行為につき、一切の責任を負うものとします。管理会員は、管理会員関係者の行為が当該管理会員の行為とみなされることを承諾します。

第7条 管理会員の義務

1. 管理会員は、利用会員もしくは居住者または第三者に対し、本サービスを提供または販売しないものとします。
2. 管理会員は、本サービスの対価であることを示して、利用会員または居住者に対し別途金員を請求することは行わないものとします。
3. 管理会員は、当社から請求があった場合、当社から利用会員または居住者に対して行う通知または周知等を、当社に代わって行うものとします。
4. 管理会員は、当社から請求があった場合、本物件における利用会員に関する情報(部屋番号、居住者名、入居日、退去日および当社の業務の遂行上必要な情報とします)を、当社に提供するものとします。なお、利用会員に対して、利用会員の情報を当社に提供する場合があることについて、事前に説明し、承諾を得ておくものとします。

5. 管理会員は、利用会員が本サービスの利用上必要で、当社に請求した場合、当社が、管理会員に関する情報(名称等の本サービスの提供に必要な情報とします)を利用会員に通知することを承諾するものとします。
6. 管理会員は、本サービスに関する利用会員または居住者の行為につき、一切の責任を負うものとします。ただし、利用会員の利用する付加サービスに関する責任については除かれるものとします。なお、利用会員関係者の行為は、利用会員の行為とみなされるものとします。
7. 管理会員は、当社が利用会員または居住者に対し責任を追及する場合で、当社の指示があるとき、当該指示に基づき当社に協力するものとします。

第8条 利用停止・解除・損害賠償等

1. 当社は、以下の各号に該当すると当社が認める場合、何らの通知を要さず、即時に本サービスの全部もしくは一部の利用を制限もしくは停止し、本契約を含めた管理会員との契約もしくは利用会員との契約の全部もしくは一部を解除し、管理会員もしくは利用会員の資格を取消し、または管理会員もしくは利用会員の表示、発信もしくは蓄積する情報もしくはデータ等の全部もしくは一部を削除等することができるものとします。なお、当社は本契約の解除等により管理会員、利用会員または居住者に生じる不利益については、責任を負いません。
 - (1) 当社が管理会員に付与した AID または管理パスワードについて、管理会員、管理会員関係者以外の第三者が使用し、または管理会員が貸与、賃貸、譲渡、売買もしくは質入等した場合
 - (2) 接続 ID、接続パスワード、会員 ID、会員パスワードまたは電子メールアドレスについて、利用会員、利用会員関係者以外の第三者が使用し、または利用会員が貸与、賃貸、譲渡、売買もしくは質入等した場合
 - (3) 管理会員、利用会員または居住者が、本物件において、全戸数を超えて本サービスを利用した場合
 - (4) 管理会員または利用会員が、本規約、ASAHI ネット法人会員規約または個人会員規約その他の当社の利用規約に反する行為をした場合
 - (5) 管理会員、利用会員または居住者が、故意または過失により当社に損害を生じさせた場合
2. 当社が前項の定めにより本契約を解除し、または管理会員の資格を取消した場合、当社は本サービスの利用の終了の申出が利用会員および居住者のすべてにおいてあったものとして取扱います。
3. 管理会員は、利用会員または居住者が第1項各号のいずれかに該当することを知ったとき、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。
4. 当社は、本契約が解除された場合であっても、当社に損害が生じるときは、管理会員に対し管理会員としての資格を喪失した後もその賠償を請求できるものとします。

5. 当社が第1項の定めにより本契約を解除した場合、管理会員は、本契約その他の当社との間で締結した契約から生じる一切の債務について、直ちに弁済するものとします。

第9条 支払

1. 管理会員は、住戸に居住者がいるかどうか、または利用会員もしくは居住者が本サービスを利用もしくは申込みをしたかどうかにかかわらず、本契約の開始月の翌月から、当社が別途定める本物件の全戸に係る月額利用料金および法人事務手数料を含め、利用会員または居住者の本サービスに関する料金その他の債務すべてについて、支払う義務を負うものとします。ただし、利用会員の付加サービスに関する料金その他の債務については除かれるものとします。
2. 管理会員は、本物件の全戸数が4に満たない場合でも、最低利用料金として、毎月4戸分に相当する月額利用料金および法人事務手数料を支払うものとします。
3. 月額利用料金および法人事務手数料その他月額の債務について、日割計算は行いません。
4. 管理会員は、料金その他の債務について、別途消費税相当額を負担するものとします。
5. 当社は、本サービスが提供される月の翌月10日までに、管理会員に料金を請求します。管理会員は、当該請求を受領した当月の末日までに、当社に届出た支払方法にて、当社に支払いを行うものとします。
6. 管理会員は、当社から請求を受けた料金その他の債務に関して、その支払期日までに支払を行わない場合、支払期日の翌日から起算して完済に至る日まで、年14.5%（365日の日割計算によります）の割合で計算される金額を延滞利息として、当該債務とあわせて支払うものとします。
7. 管理会員が利用料金その他の債務の支払を遅延し、もしくは支払を行わない場合または支払口座の名義人もしくは支払者が支払を拒む等の紛争が生じた場合、当社は、本サービスの提供を停止する等の処分を行えるものとします。管理会員は、かかる場合、利用会員が本サービスを利用できない等の不利益が生じることについて、利用会員の承諾を事前に得るものとします。

第10条 最低利用期間

1. 本サービスの最低利用期間は、本契約が成立し、本物件において本サービスの開始日から起算して60ヶ月間とします。
2. 前項の定めにかかわらず、最低利用期間の満了前に本物件の建替えにより一時的に本サービスの利用を中断するなど、当社がやむを得ない事由として特に認める場合、当社は、建替え期間中などのやむを得ない事由が継続する期間における本サービスの最低利用期間の算定を一時停止し、かかる事由が終了した後に最低利用期間の算定を再開することができるものとします。
3. 管理会員が本物件について、前二項に定める最低利用期間の満了前に、本サービスの利

用の終了を申出た場合、管理会員は、最低利用期間に相当する本サービスに関する料金から支払済みの料金を控除した額を違約金として、当社の定める期日までに一括して当社に対し支払うものとします。

4. 前項の定めにかかわらず、本サービスを申込んだ管理会員が、電気通信事業法上の初期契約解除制度の適用される場合で、かつ初期契約解除制度による契約解除を申出たとき、当該管理会員は、当社が別途定める解約事務手数料を、当社が定める期日までに当社に対し支払うものとします。なお、当該管理会員はかかる時、違約金または契約が初期契約解除されるまでの期間において発生した本サービスの月額利用料金は、支払わなくて良いものとします。

第11条 権利義務の譲渡等の禁止

1. 管理会員が、以下の各号に定める場合のほか、相続またはデベロッパーから管理組合への承継等の組織もしくは業務の承継にあたり、当社の定める書面により、速やかに当社に届出るものとします。
 - (1) 管理会員である法人の組織・業務の承継・譲渡等による別法人への変更の場合
 - (2) 管理会員である法人の組織・業務の廃止等による個人への変更の場合
 - (3) 管理会員である個人事業主等の個人の組織・業務の新設等による法人への変更の場合
 - (4) 管理会員である任意団体の代表者の変更の場合
2. 管理会員は、前項に定める場合を除き、当社の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位または本契約から生じる権利もしくは義務を、第三者に譲渡もしくは承継させ、または担保に供することはできないものとします。

以上

附則

1. 本規約は、2017年3月15日から実施します。
2. 本改正規定は、2020年3月31日より実施します。